

4 農 総 第 2 5 6 号
令和 4 年 1 2 月 2 8 日

部内本庁関係課長
部内関係地方機関の長 殿

農 林 基 盤 局 長

「工事現場における現場代理人の常駐・兼務の運用について」の一部改正について（通知）

平成 29 年 10 月 17 日付け 29 農検第 549 号「「工事現場における現場代理人の常駐・兼務の運用について」の一部改正について」を下記のとおり改正しますので、適切に事務を行ってください。

記

- 1 改正内容
 - ・運用の対象とする工事の明確化
 - ・運用の 3 について対象金額の変更
新：請負金額 4,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）
旧：請負金額 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）
- 2 適用日 令和 5 年 1 月 1 日
- 3 その他 この運用は農林総務課のウェブサイトにおいて公表する予定です。
(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nourin-somu/>)

担当：農地部農林総務課

経理・契約グループ

ダイヤルイン 052-954-6394

内線 3656

農林技術管理室 工事検査グループ

ダイヤルイン 052-954-6400

内線 3627, 3657

農林水産局及び農林基盤局発注工事の工事現場における現場代理人の常駐について、下記により運用するものとする。なお、運用の対象とする工事は、下記と同様な運用を認める発注機関の工事を含めることができるものとする。

記

運用の1 工期内の現場代理人の常駐について

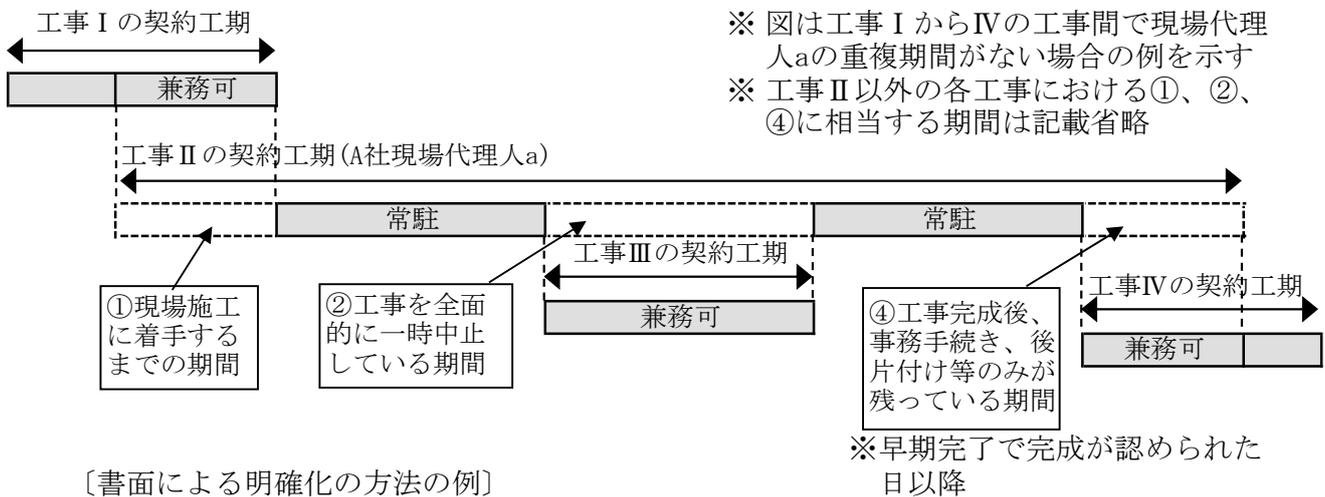
現場代理人が工事現場に常駐すべき期間は契約工期が基本となるが、次の①、②、③、④に該当する期間については工事現場に常駐を要しないものとし、常駐すべき期間に重複のない二以上の工事に同一の現場代理人を配置することができるものとする。

- ①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、または埋蔵文化財調査等により工事を全面的に一時中止している期間
- ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合
- ④工事完成後、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間

ただし、いずれの場合も発注者と請負者の間で、これらの期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

【運用の1 ①、②、④の説明図】

常駐すべき期間内に重複のない工事Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳに、同一の現場代理人aを配置することができる。

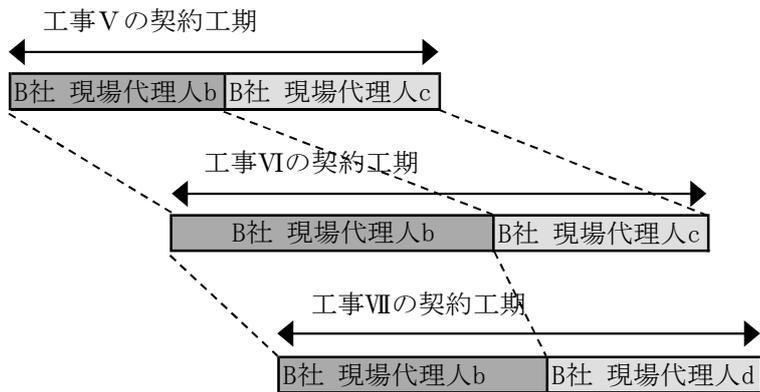


〔書面による明確化の方法の例〕

- ・特別仕様書で着手可能時期を明確にする。
- ・兼務届とともに提出される工程表で兼務時期を明確にする。
- ・特別な事情による場合に工事打合せ簿で着手可能時期を明確にする。
- ・「工事の一時中止通知書」で中止期間を明確にする。
- ・「検査合格通知書」で合格日を明確にする。

【運用の1 ③の説明図】

ポンプ製作据付工事Ⅴとポンプ製作据付工事Ⅵが、同一工場内で一元的な管理体制のもとで工場製作のみが行われている期間、同一の現場代理人bを配置することができる。この場合、ポンプ据付作業の期間に配置する現場代理人cは工場製作のみが行われている期間、当該工事以外の現場代理人として配置することができる。



凡 例	
	工場製作のみが行われている期間
	据付作業期間

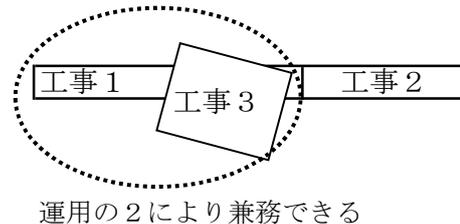
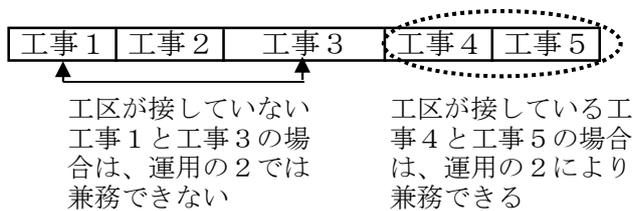
※運用の1 ①、②、④に相当する期間は記載省略

なお、代理店が請負者の場合、製造業者による製作のみが行われている期間は①の現場施工に着手するまでの期間に相当するものとする。

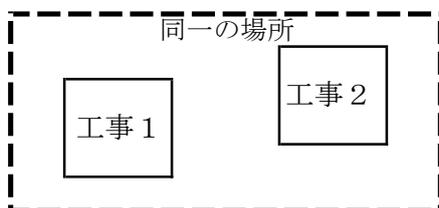
運用の2 密接な関連のある二つ以上の工事における現場代理人の兼務について

現場代理人は、密接な関連のある二以上の工事を、同一の場所又は近接した場所において施工する場合、請負代金額に関わらず二以上の工事で兼務できるものとする。なお、「同一の場所又は近接した場所」とは、工区が接している場合（重なる場合を含む）を原則とする。

【運用の2 説明図】



※工事4と工事5の間に道路・水路等が横断し、接しない場合において、工事4と工事5が道路・水路等を迂回することなく常時行き来でき、直接指示等ができる関係にあるものは、接しているものとして扱う。



排水機場、ため池等一つの施設内を「同一の場所」として扱い、工事1と工事2は運用の2により兼務できる

注) 1つの工事において、工事現場が複数ある場合は、運用の2は適用しない。

運用の3 請負金額4,000万円未満の工事の現場代理人の兼務について

主任技術者の専任が必要とならない請負金額4,000万円未満(建築一式工事は8,000万円未満)の工事の現場代理人は、次の①、②の双方の条件に該当する工事の現場代理人と同時に一件に限り兼務できるものとする。この場合、現場代理人は二つの工事において、安全管理を始めとした工事現場の運営、取締り等を適切に行うものとする。

- ① 予定価格が500万円未満の建設工事又は建設工事に該当しない工事（草刈り等）
- ② 同一農林水産事務所管内（支所、出張所、その他の出先機関は当該出先機関管内）で行う工事